

## 平成 29 年度 ユアサ留学生奨学生 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、財団法人ユアサ国際教育学術交流財団(理事長 湯浅 嘉久氏)のご支援により、「ユアサ留学生奨学生」(以下「本奨学生」という。)の受給者を下記により募集する。

### 記

#### 1. 目的

本奨学生は、アジア地域から我が国の大院に留学する、優秀な私費外国人留学生に対して奨学生を支給することにより、在学中の経済的不安を緩和し学習効果を高め、国際的な人材育成に寄与することを目的とする。

#### 2. 奨学生の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学生の寄付者である財団法人ユアサ国際教育学術交流財団は、湯浅商事とユアサ産業の合併によるユアサ商事の発足記念事業として平成 4 年に設立されて以来、我が国と東アジア及び東南アジアの諸国・地域との友好親善に寄与することを目的とし、同諸国・地域から我が国への留学生に対し奨学援助等を行ってきた。本奨学生は、平成 25 年度の同財団解散に伴い、その財産を承継し、留学生への奨学事業を継続するために設立したものである。

#### 3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 平成 29 年 4 月現在で、日本国内の大学(以下「大学」という。)の修士・博士課程に正規生として在籍する私費外国人留学生。日本国内の大学は、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。また、在留資格は留学であること。
- (2) 東アジア及び東南アジアの諸国及び地域<sup>\*1</sup>の国籍を有する者。
- (3) 本奨学生の受給期間中、他の奨学生を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学生、学費免除及び一時金は除く]。
- (4) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (5) 経済的援助を必要とする者。
- (6) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (7) 日本語による意思伝達が可能な者。
- (8) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

\*1 東アジア及び東南アジアの諸国は、モンゴル、中国、香港、韓国、台湾、フィリピン、ベトナム、ブータン、ラオス、カンボジア、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ブルネイ、ミャンマーとする。

#### 4. 採用人数

7 名程度

#### 5. 支給内容

- (1) 月額奨学生 100,000 円

#### 6. 支給期間

平成 29 年 4 月より平成 30 年 3 月まで(ただし、大学における在籍期間中に限る。)

#### 7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学生を受けようとする者(以下、「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3 に挙げる応募資格に該当する者について、8 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

## 8. 応募・推薦書類

- |   |    |
|---|----|
| (1) 願書(別紙様式 1。日本語で記載されたものに限る。)  | 1通 |
| (2) 応募者の写真(最近 6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 推薦書(別紙様式 2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。)                                     | 1通 |

## 9. 応募・推薦書類の提出期限

平成 29 年 2 月 10 日(金)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

## 10. 選考方法及び結果の通知

理事長は、7 の(2)により推薦された者について寄付者とともに選考を行い、受給者を決定する。結果は、平成 29 年 4 月上旬を目途に大学を通じて通知する。なお、必要に応じて面接を行う。

## 11. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

## 12. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学、就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、あるいは交流会・インターンシップ等に参加しなければならない。

## 13. 奨学金給付の休止又は終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
  - ① 大学を休学又は留年した場合。
  - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
  - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
  - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。

## 14. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13.に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金受給生として採用された場合、他の奨学金の受給を目的として辞退することはできない。
- (3) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期休暇又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。

## 15. 個人情報の取り扱い

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

## 16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課  
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29  
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: [ix@jees.or.jp](mailto:ix@jees.or.jp)

以上